

人間科学研究科学学位授与基準に関する申し合わせ

(趣 旨)

第1条 本学大学院人間科学研究科（以下「研究科」という。）における修士及び博士の学位認定の手續きについては、「西南学院大学学位規則」（以下「学位規則」という。）の定めるもののほか、この「人間科学研究科学学位申請に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）による。

(修士論文の申請資格)

第2条 修士の学位を申請できる者は、学位規則第4条に定めるところによる。

(修士論文の審査委員会)

第3条 修士論文の審査及び最終試験（口述試問）は、研究科委員会において選出された3名以上の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員を審査委員に加えることができる。

(修士論文発表会)

第4条 修士の学位の申請者は、修士論文の発表を公開で行うものとする。

(修士論文の評価基準)

第5条 審査委員会は、提出された修士論文について査読を行い、その最終試験（口述試問）を実施し、合議によって評価を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の評価報告に基づいて、研究科委員会が修士の学位認定を行う。

3 修士論文の審査に当たっては、西南学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定める研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な評価項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

- (1) 研究分野に関する知識の適切性
- (2) 研究テーマに対する研究方法及び研究内容の明瞭性と独創性
- (3) 趣旨の明瞭さと文章の完成度及び論文発表の適切性

(博士論文の申請資格)

第6条 博士の学位を申請できる者は、学位規則第14条及び第22条に定めるところによる。

(博士論文の提出)

第7条 博士後期課程の学位論文は1編とし、2通を提出する。ただしその他に参考論文2編以上を添付するものとする。

2 参考論文は、学会、研究機関等の審査を経て受理されたものを1編以上含むものとする。

(博士論文の事前審査)

第8条 提出された学位論文は、研究科委員会において選出された3名以上の教員で構成する事前審査委員会で事前審査を行う。

(博士論文の審査委員会)

第9条 学位論文の審査及び最終試験（口述試問）は、研究科委員会において選出された3名以上の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学又は研究所の教員等を審査委員に加えることができる。

(博士論文発表会)

第10条 博士の学位の申請者は、博士論文の発表を公開で行うものとする。

(博士論文の評価基準等)

第11条 審査委員会は、提出された博士論文について査読を行い、その後最終試験（口述試問）を実施し、合議によって評価を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の評価報告に基づいて、研究科委員会が博士の学位認定の判定を行う。

3 提出された博士論文の審査については、大学院学則に定める研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な評価項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

- (1) 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性
- (2) 研究の研究史上の意義と貢献内容の明確さ
- (3) 論文の体系性と一貫性
- (4) 文献参照範囲の適切性
- (5) 文章の明瞭さと論旨の明確性及び論文発表の適切性

(所管部署)

第12条 この申し合わせに関する事務は、大学院事務室の所管とする。

(申し合わせの改廃)

第13条 この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会が行うものとする。

附 則

この申し合わせは、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2015（平成27）年1月27日から施行し、2014（平成26）年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、2018（平成30）年1月23日から施行する。